

2023年3月31日

各 位

上場会社名 東 洋 建 設 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役専務執行役員 藪下貴弘
(コード番号 1890 東証プライム)

**(開示事項の経過) 当社株主が申し立てた臨時株主総会招集許可申立ての
審理の状況に関するお知らせ**

2023年3月14日付け「株主による臨時株主総会の招集許可申立てに関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社の株主である合同会社Yamauchi-No.10 Family Office 及びWK 1 Limited は、大阪地方裁判所に対して、3月13日付けで臨時株主総会の招集許可の申立て(以下「本申立て」といいます。)を行っていましたが、昨日(2023年3月30日)、第1回審問期日が行われました。

上記第1回審問期日では、当社から、会社法第316条第2項に定める調査者の選任のみを目的とする臨時株主総会の招集権限は株主には認められていない等の会社法の解釈に関する主張に加えて、従前より公表しているとおり、現在、当社取締役会及び当社特別委員会がYFOらによる非公開化の提案等に関する評価及び検討を進めているところであり、本申立ては、このような状況下で、客観的・合理的な根拠もなく、デジタルフォレンジックを含む一般的・探索的な調査権限を有する調査者を選任し、当社による上記評価及び検討の「手の内」まで全て覗き見することを企図するものであって、当社一般株主の皆様の利益を害する点で権利濫用に該当する等不適法なものである旨の主張を行いました。これに対して、YFOらが、追加の主張を行いたい旨及びその準備に相応の期間を要する旨述べたことから、第2回審問期日は2023年4月26日と指定されました。

YFOらは、2023年3月13日付けプレスリリースにおいて、「本年定時株主総会で取締役会及び監査役の再編を行い、健全なガバナンス体制を再構築する」旨主張していますが、上記の第2回審問期日の日程を踏まえると、その後万が一裁判所により本申立てが認められた場合であっても、本年度の当社定時株主総会の前にYFOらの請求する臨時株主総会を開催することは実務上困難です。このようなYFOらの主張の不一致は、当社としては、本申立てが権利濫用に該当する等不適法なものであることをより一層明確に示すものであると考えております。

また、今後、開示すべき事象が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上